

別表六（十四）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第8項第2号に規定する他の事業年度において同条第7項の規定の適用を受ける場合を含みます。）において、措置法令第27条

の4第24項第15号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に掲げる試験研究に係る措置法第42条の4第19項第10号に規定する特別試験研究費の額があるときに記載します。

2 「5」の欄は、「同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。）10」の金額が0の場合には、記載しません。